

協議第 1 4 号

消防署所の管轄区域について

次の調整結果について協議を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<ol style="list-style-type: none">1 消防署所の管轄区域は、現状のとおりとする。2 管轄区域とは別に、出場区域の見直しを行なう。
---------	--

(調整理由)

1 管轄区域について

- ・管轄区域は、消防組織法に基づき条例で定められている区域である。
- ・消防署所がこれまで培ってきた消防団や自主防災組織等との緊密な連携体制は、広域化後も継承していく必要がある。
- ・行政区域を越えて管轄区域を変更する場合、同一地域（連合自治会等）の中で連携する消防署所が異なるなど、地域住民の混乱を招く恐れがある。

2 出場区域の見直しについて

- ・出場区域は、地域の実情等を勘案し、管轄区域を越えて出場する区域である。
- ・現場到着時間の短縮、迅速かつ効果的な消防活動の実現を図るためには、管轄区域にとらわれず、行政区域を超えた消防活動が必要である。
- ・災害地点（地区）に最も近い消防署所からの出動を原則として、出場区域を見直すことで現場到着時間の短縮が図られる。
- ・出場区域の見直しは、災害地点（地区）までの距離を勘案するほか、公平な見地から「消防力適正配置調査報告書[※]」に基づき運用効果の向上が明確な地区を見直しの対象とすることが適当。

※ 消防力の配置の在り方について、合理的かつ妥当性のある科学的根拠として、平成 2 2 年度に（財）消防科学総合センターへ調査委託した「消防力適正配置調査」の結果報告書。

(協議第14号 署所の管轄区域について) 関係資料

出場区域の見直し【広域化時】

出場区域については、これまで地域の実情を勘案し設定してきた経緯があることから、現状を基本としつつも、直近署所からの出動を原則とて、広域化により運用効果が向上することが明確な地区について見直しを行なう。

※運用効果・・・主に現場到着時間の短縮や消防需要に対する対応力

【図】広域化により運用効果が向上する地区と直近署所

No.	出場区域	現在の直近署所		広域化時の直近署所	
		消防署	署所	消防署	署所
1	小田原市小竹地区・小船地区・沼代地区	小田原市消防署	東分署	足柄消防署	中井出張所
2	小田原市北ノ窪地区	小田原市消防署	北分署	足柄消防署	岡本出張所
3	大井町西大井地区・上大井地区	足柄消防組合消防署	松田分署	小田原消防署	西大友出張所 栢山出張所
4	小田原市江之浦地区	小田原市消防署	南分署	小田原消防署	真鶴出張所

※ 「消防力適正配置調査 (H22.3 (財) 消防科学総合センター)」 の調査結果を基に作成。

※ 運用効果が一部区域のみ向上する地区は対象としていない。

※ 署所名称は仮称。

【広域化時の出場区域イメージ】

